

令和2年12月 7日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「相続・贈与・成年後見ワストップ[®] 無料相談会」

2 開催日時及び会場

(1) 長野会場

日時：令和2年11月17日（火）13時30分～16時30分

会場：長野市生涯学習センター第2，3，5，6学習室

(2) 上田会場

日時：令和2年11月18日（水）13時30分～16時30分

会場：上田創造館第1～第5研修室

(3) 佐久会場

日時：令和2年11月19日（木）13時30分～16時30分

会場：佐久市市民創錬センター多目的室1，2，3，4，5

(4) 松本会場

日時：令和2年11月19日（木）13時30分～16時30分

会場：松本商工会館6階601会議室

(5) 諏訪会場

日時：令和2年11月19日（木）13時30分～16時30分

会場：下諏訪商工会議所会館2階会議室

(6) 伊那会場

日時：令和2年11月18日（水）13時30分～16時30分

会場：伊那公民館研修室1，2，4，6

(7) 飯田会場

日時：令和2年11月17日（火）13時30分～16時30分

会場：飯田市勤労者福祉センター第1，第2研修室，第1，第2和室

3 開催趣旨

平成30年7月6日に民法のうち相続法の分野を改正する法律が成立し、令和2年7月10日に改正法の規定が全て施行されるに至りました。今回の改正により、自筆証書遺言の方式の緩和や遺留分制度の見直しがされたほか、預貯金の払戻し制度、相続人以外で介護・看護等を行った人の貢献を考慮する制度、相続時の配偶者の居住権を保護する制度及び法務局による自筆証書遺言の保管制度が新設され、相続に対する市民の関心が高まっています。

また、平成12年に施行された成年後見制度が市民の中に浸透してきてお

り、身内が認知症になり通帳等金銭の管理ができていない、頼れる親族が近くにいないため将来認知症になったら頼れる人がいない、などの事情がきっかけとなり成年後見制度の利用を検討したいという相談も増えています。

そこで、相続や贈与に関する各種手続、成年後見制度に対する市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を長野県司法書士会と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部の2団体が協力して開催いたしました。

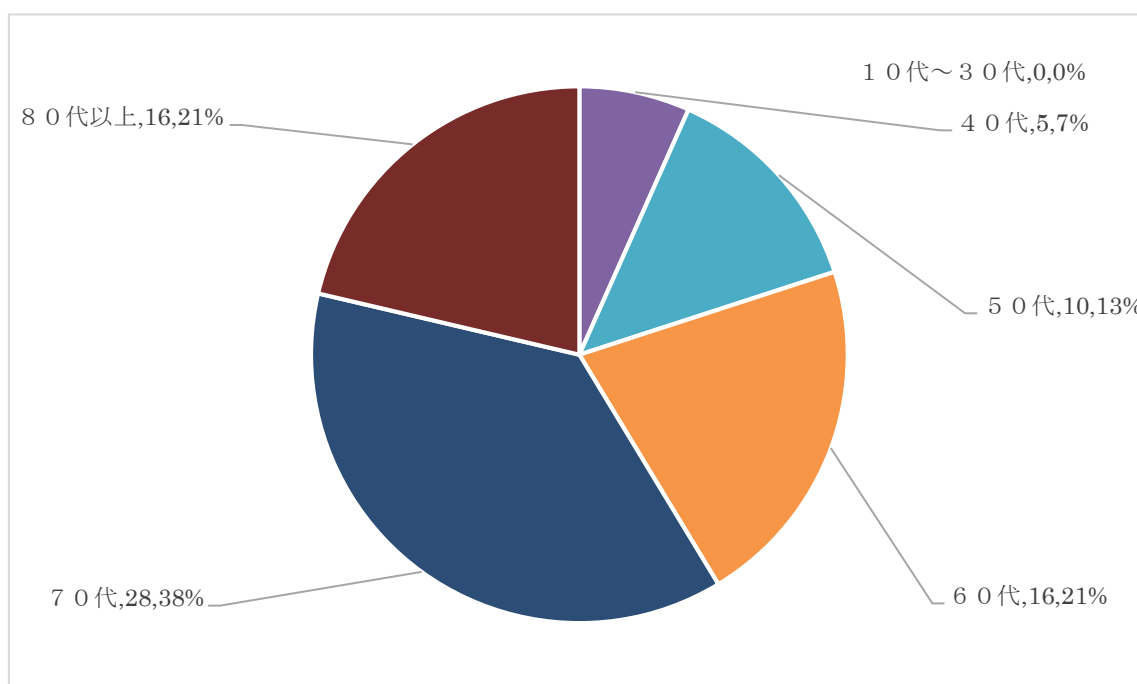
4 相談件数

合計 78件 (67件)

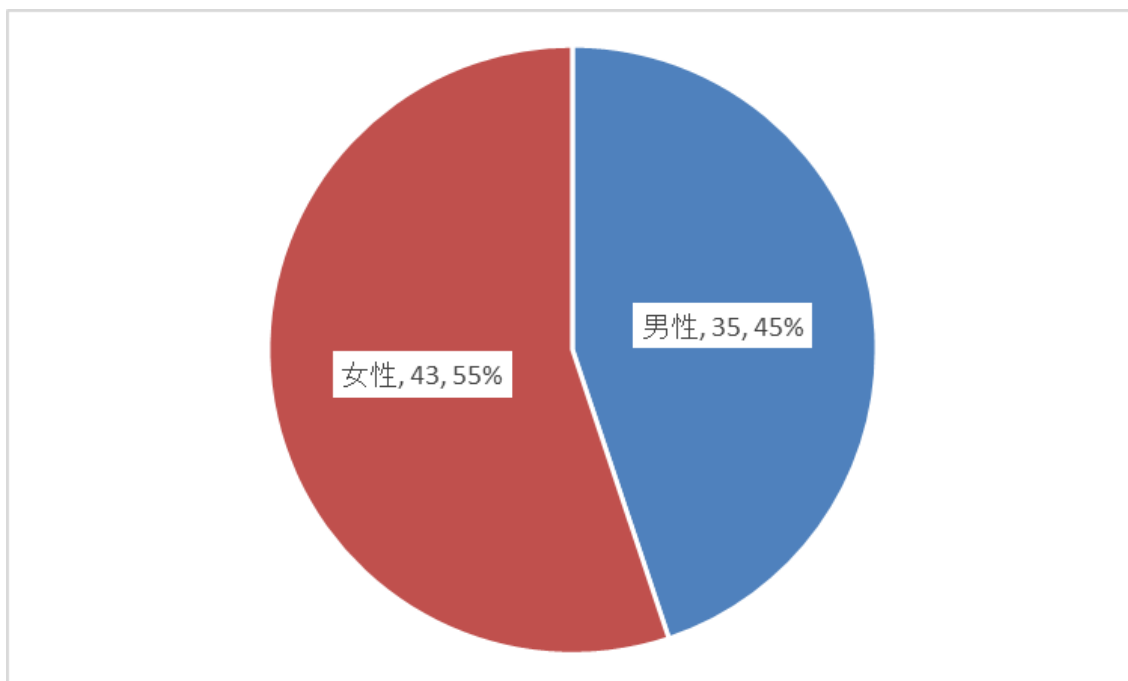
内訳 長野12件 (19件) 上田 6件 (11件) 佐久14件 (17件)
松本18件 (13件) 諏訪 7件 (3件) 伊那 8件 (4件)
飯田13件

※ () 内は昨年度の結果、飯田は本年初開催のため昨年度の記載無し。

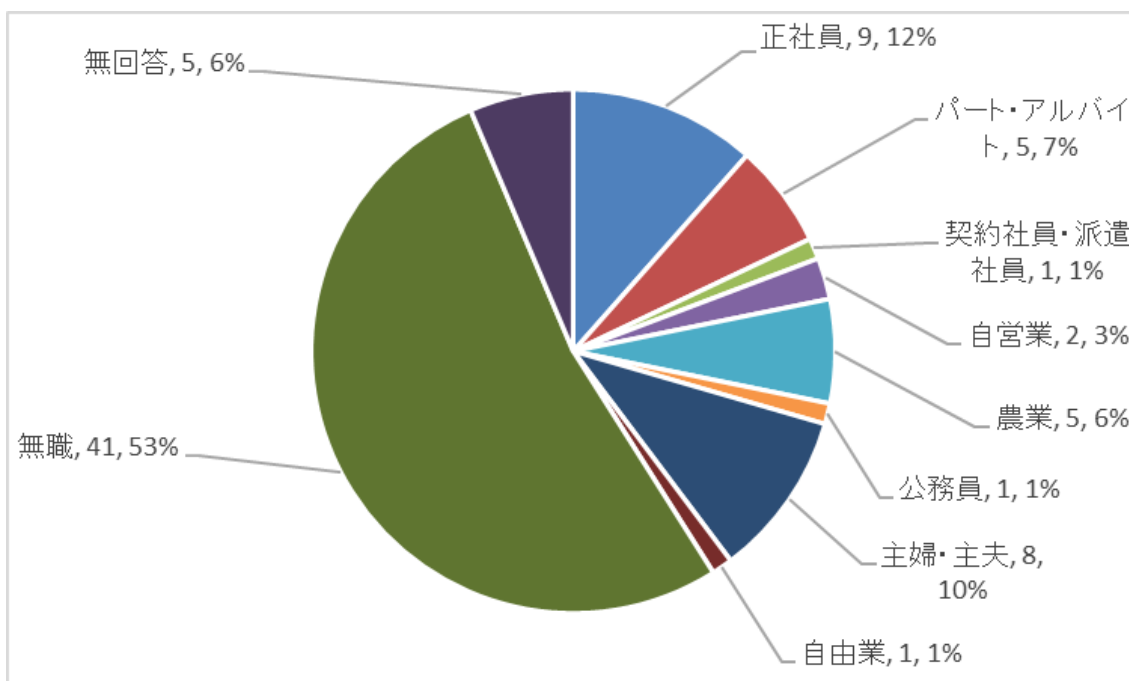
(1) 年齢



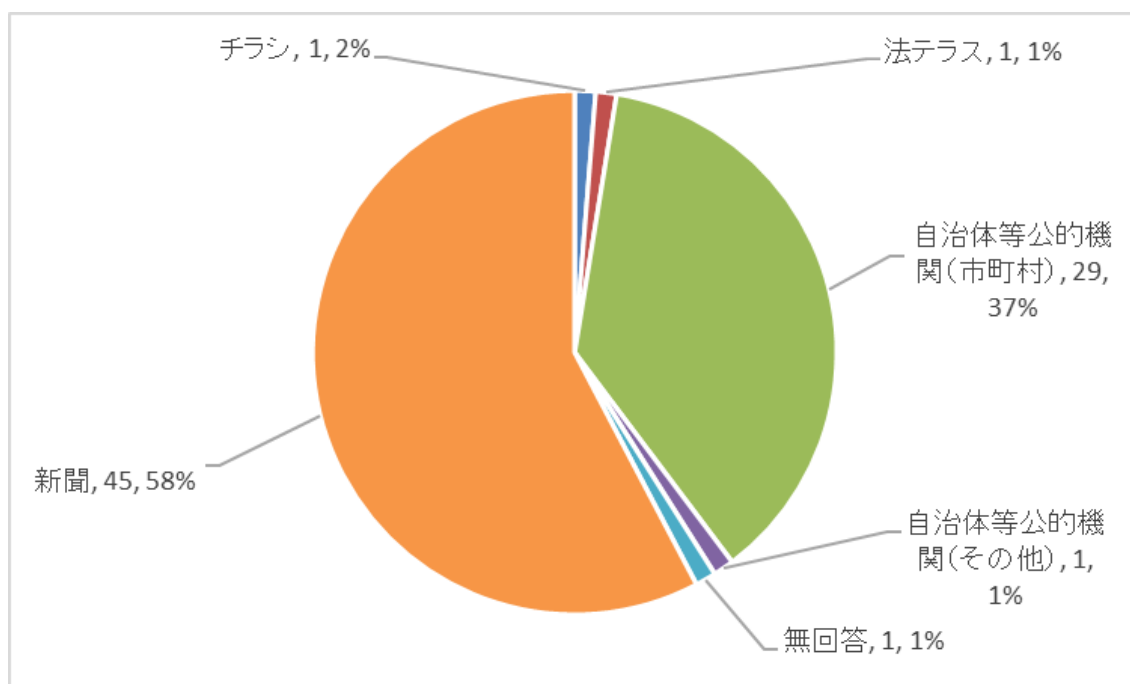
(2) 性別



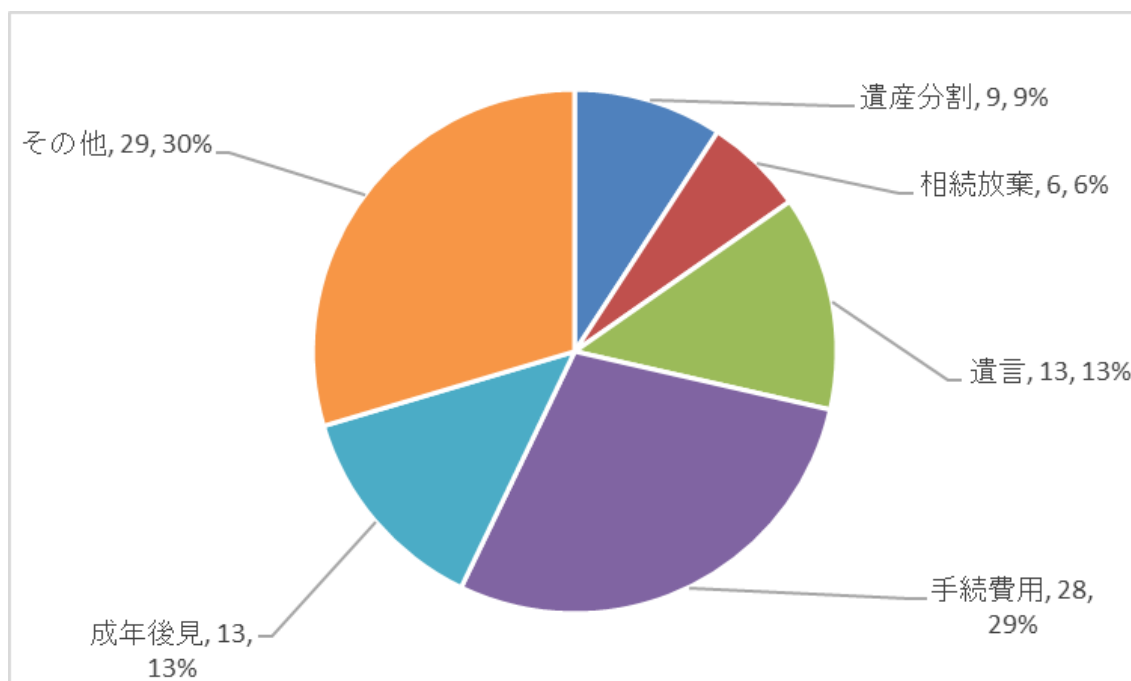
(3) 職業



(4) 相談会を何で知ったか



(5) 相談内容



5 相談内容のうち主なもの

- (1) 父名義の不動産の相続登記について教えてほしい。
- (2) 自分が死亡した時に備えて今のうちにできることを教えてほしい。
- (3) 遺言書について教えてほしい。
- (4) 贈与と相続の違いを教えてほしい。
- (5) 親が死亡した後の法律関係を教えてほしい。
- (6) 相続人が外国にいる場合はどうしたらよいか。
- (7) 自分が認知症になった際、どのような制度があるのか教えてほしい。
- (8) 相続放棄をしたい。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

本年度は、新型コロナウイルスの感染の恐れがあるため、面談による相談会を開催することを躊躇する時期もありましたが、不安な時期だからこそ司法書士として相談を受けることが法律家としての社会的使命であるとの考えの下、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じたうえで本相談会を開催することとしました。開催直前には、長野圏域に特別警報が発令される等、感染が急拡大するたいへん不安な状況にありました。そのためか、例年より相談者数が減少する会場がほとんどでしたが、逆に相談件数の増えた会場もあり、全体としては、大幅な減少にはなりません。ご相談いただくことにより、不安を軽くすることが出来たと思いますので、コロナ禍における司法書士としての社会的責任を果たせたのではないかと思います。

さて、相談内容については、例年と同じ相続や生前贈与についての一般的な相談がほとんどでした。特に相続の問題は、誰もがいつかは直面する問題であることから、相談のニーズは高く、定期的実施していく必要があると感じています。また、成年後見に関する相談も着実に増えてきており、ほぼすべての会場で相談がありました。成年後見制度が、将来の対策のための制度の一つとして市民の中に定着してきたことを改めて感じる機会となりました。

長野県司法書士会では、司法書士の社会的責任を果たすため、コロナ禍の中でも市民に必要とされる事業を引き続き実施してまいります。